平成２６年（フ）第１０９号
愛知県江南市東野町七社宮８番地
債務者　長谷川泰子
法定代理人成年後見人　長谷川勉庸
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第６１号
愛知県江南市赤童子町良原93番地　青柑レジデンス203号
債務者　伊藤　俊弘
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第８号
滋賀県長浜市四ツ塚町159番地１
債務者　山本　克子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
兵庫県加古川市別府町新野辺103番地の８
債務者　松井　純一
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２６号
兵庫県加古川市別府町新野辺103番地の８
債務者　松井　幸代
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５４号
兵庫県姫路市大津区恵美酒町１丁目53番地
債務者　小野田みどり
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０号
兵庫県西脇市嶋500番地の５
債務者　岡本猪部木
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４４号
広島県大竹市南栄２丁目12番11の410号　ＳＰ大竹
債務者　太田　公治（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６６号
広島市安佐南区緑井２丁目28番28―305号
債務者　佐藤ゆかり
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
徳島県徳島市西新浜町２丁目１番34号、旧住所徳島県徳島市富田橋４丁目６番地の３
債務者　四宮美稲子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２４号
福岡市中央区平尾４－４―22　ウインステージ平尾508号室、住民票の住所福岡県大牟田市大字今山2203番地２
債務者　大淵　孝博
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４４号
福岡市南区折立町２番20号
債務者　小田　　剛
1　決定年月日時　平成27年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８２号
福岡県糟屋郡志免町志免中央２丁目１番11号　Ｌｕｎａｒｅｓ－ＦｕｊｉＡ105号
債務者　河合　健一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８９号
福岡市博多区那珂２丁目５番10―105号
債務者　原田慎太郎
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９３号
福岡市東区香椎浜２丁目１番３―504号
債務者　宮坂三根子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９８号
福岡県筑紫野市むさしヶ丘３丁目３番11号、住民票の住所福岡県大野城市つつじケ丘３丁目５番８号
債務者　吉原　定男
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９９号
福岡県筑紫野市むさしヶ丘３丁目３番11号、住民票の住所福岡県大野城市つつじケ丘３丁目５番８号
債務者　吉原恵美子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部